

東大和市児童・生徒用 1 人 1 台コンピュータの利用に関するガイドライン（第 2 版）

東大和市から貸与された児童・生徒用の 1 人 1 台コンピュータ（以下「コンピュータ」という。）は、学校や家庭での学習用として使用します。記載の内容を必ず確認し、学校およびご家庭での取り扱いについて十分にご留意くださいますようお願いいたします。（これまでのコンピュータの活用状況を踏まえ、内容を一部、追加・変更しています）

1 貸与機器及びソフトウェアについて

OS	Microsoft Windows（通常の学級） 【製品名：Lenovo ideapad D330】	iPadOS 【製品名：MYLA2J/A】（特別支援学級）
授業支援システム	SKYMENU Cloud GIGA スクール版	SKYMENU Cloud GIGA スクール版
学習サービスシステム	まなびポケット	まなびポケット
デジタル教材	リアテンドント	リアテンドント
プログラミング教材	ソビーゴ	ソビーゴ
Office 支援ソフト	こども Office	
Web フィルタリング付アンチウイルスソフト	エフセキュア	iFilter
付属機器	充電用 AC アダプタ タブレット端末ケース	充電用 AC アダプタ タブレット端末ケース

2 コンピュータ利用の目的

- コンピュータは、学習などの教育活動のために使うことが目的です。学習に関係のない動画を見るなど、教育活動に関わること以外には使わないでください。

3 コンピュータの設定等

- 危険防止の観点から、サイト検索や SNS 等の利用については、フィルタリングをかけています。
- メール機能を利用することはできません。チャット機能は利用可能です。
- アプリケーションやゲームなどは、個別にインストールできないように設定しています。
- コンピュータに USB メモリ等の外部記憶装置等が接続できない設定になっています。
- コンピュータへのログイン日時、Teams のチャット内容等について、必要に応じて、管理者（教育委員会）によるログの確認をすることがあります。

4 利用の基本ルール

- 学校、家庭、学校から指示がある場所以外では利用しないでください。
- 自分のコンピュータを、他人へ貸したり使わせたりしないでください。
- 故障や破損等があった場合は、すぐに学校へ報告してください。
- 紛失や盗難があった場合は、学校へ報告するとともに、すぐに警察へ連絡してください。

5 家庭での利用

- コンピュータを利用する時は、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けてください。

- 目を休ませるために、長時間使用せず、細かく休憩をしながら使用してください。
- 利用時間を家庭で決め、利用時間を守り、就寝 30 分前は使用しないでください。
- 家庭で保管する場合は、家の人の目の届くところに置いてください。
- コンピュータが落下する可能性のある場所やコンピュータが水にぬれてしまうような場所での使用はしないでください。

6 セキュリティ (安全性) 対策

- コンピュータにはセキュリティ対策が施されていますので、安全にご利用いただけます。万一、動作不良がある場合には、速やかに学校に報告してください。
- 配付されたアカウントおよびパスワードは、自分のコンピュータのみで利用し、家庭のパソコンや他人のコンピュータでは、利用しないでください。
- パスワードは、他人に分からないように各家庭で管理してください。万一、パスワードが分からなくなった場合は、学校までお問合わせください。
- 万一、あやしい Web サイトに入ってしまった場合は、すぐに画面を閉じてインターネットの接続を遮断し、速やかに学校に報告してください。

7 個人情報およびインターネット利用上のルールやマナー等

- 自分や他人の個人情報 (名前や住所、電話番号など) は、インターネット上に掲載等しないでください。
- 相手を傷付けたり、不快感を与えたりすることを書き込まないでください。
- 学習に関係ない Web サイトの閲覧や利用、SNS への書き込み、写真や動画の配信等はしないでください。
- 他人の作品や表現を使用する時には、許可を得てください。

8 その他

- 貸与にあたり保護者の方々の費用負担は、家庭での利用における通信費と充電による電気代です。
- 家庭において、インターネットに接続する環境がない家庭については、モバイル Wi-Fi ルーターを貸与します。希望される場合は、学校にご連絡ください。なお、貸与されたルーターを使用する際の通信費は保護者による負担となります。
- コンピュータの製品保証については、自然故障や過失による物損故障、盗難による紛失について無償対応いたします。なお、故意による故障や盗難以外の紛失には対応しておりませんので、大切にお使いください。
- 在籍する学校を卒業する時や市外へ転出する時には、コンピュータ本体と付属品を在籍していた学校へ返却してください。返却されたコンピュータ等は、新入生等に引き継がれます。
- 本ガイドラインに記載のない事項について疑義等が生じた場合には、学校にご相談ください。教育委員会事務局で協議の上、対応を検討します。

個人情報の取り扱いについて

東大和市では、児童・生徒一人一人にきめ細やかな学習指導をより効率的に実施する上で、コンピュータ及びクラウドサービス内において、児童・生徒の個人情報を使用します。なお、児童・生徒の個人情報は、東大和市および運用事業者の責任において、厳重に管理いたします。

●管理する児童・生徒の情報

学校名、学年、クラス、児童・生徒名、学習履歴、作成物、ID、パスワード

※ 東大和市個人情報保護条例に基づく手続きを経て、児童・生徒情報を管理しています。

※ コンピュータ上で児童・生徒が作成した word、excel、power point、イラスト等のデータについては、東大和市教育情報セキュリティ対策基準上、お渡しすることはできません。また、転出、卒業時にはデータ削除を行いますので、ご承知おきください。